

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社においては、企業理念「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」に基づき、今後の継続的な企業成長を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を企業経営の重要課題の一つと位置づけ、経営の透明性を高めるとともに、監督機能の強化と意思決定の迅速化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松下 剛	20,911,470	52.61
株式会社Mコーポレーション	6,360,000	16.00
MTG持株会	999,808	2.52
株式会社MTG	690,217	1.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	632,100	1.59
河越 誠剛	615,800	1.55
株式会社協和	261,600	0.66
川嶋 光貴	240,300	0.60
長友 孝二	240,000	0.60
清川 卓也	240,000	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	松下 剛
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	9月
-----	----

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社グループは、一般の取引条件と同様の適切な条件である場合を除き、支配株主との取引は行わないことを基本方針としております。万が一、支配株主との取引が見込まれる際には、取締役会等において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性を十分に検討した上で意思決定をすることにより、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 昭夫	他の会社の出身者											
大島 豊	他の会社の出身者											
井関 新吾	公認会計士											
清水 綾子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 昭夫			高橋氏は、大和証券株式会社出身者であり、同社は当社上場時における副幹事証券会社という位置付けではございましたが、当社との間にそれ以外の人間関係、資本関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係を有していません。	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 > 高橋昭夫氏は株式会社大和証券グループ本社取締役、大和証券株式会社代表取締役副社長などの要職を長年に渡り歴任しており、経営者として経験と知見、実績を有しております。特に企業経営及びコーポレート・ガバナンスにおける幅広い見識にもとづき2019年12月に当社へ社外取締役として招聘し、以来、コーポレート・ガバナンスの機能強化のみならず、適切な経営判断にも大きく貢献しております。今後も当社グループのコーポレート・ガバナンス強化、ならびに経営全般に貢献できるとの判断から同氏を社外取締役として選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 > 同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
大畠 豊			-	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 > 大畠豊氏は、東証一部上場企業で法務・審査をはじめ、企業のリスク管理に関して国内および海外の責任者として担当し、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与してまいりました。これまでの豊富な職務経験に裏打ちされた実績と高い専門性は当社の監査等委員である取締役として、取締役会の機能強化に貢献できると判断し、同氏を社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 > 同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
井関 新吾			-	<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 > 井関新吾氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人及び会計事務所における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、経営に直接関与しているだけでなく、アメーバ経営を通じた経営改善に関する経験及び知見も有しており、当社の監査等委員である取締役として、取締役会の機能強化に貢献できると判断し、同氏を社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 > 同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>

清水 綾子				<p>< 社外取締役選任理由と当社における役割・機能 > 清水綾子氏は、弁護士の資格を有しており、法律事務所における長年の経験から企業法務全般に関する相当程度の知見を有しております。また、当社の他にも監査役としての経験を有しており、当社の監査等委員である取締役として取締役会の機能強化に貢献できると判断し、同氏を社外取締役に選任しております。</p> <p>< 独立役員該当状況と独立役員指定理由 > 同氏は、上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2に規定する独立性基準のいずれにもあたらないこと等から、一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定しております。</p>
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より職務補助の要請があるときは、内部監査室の使用人に監査等委員会の職務を補助させます。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事は、常勤監査等委員の同意を要することとし、補助使用人について業務執行取締役からの独立性と当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実行性を確保していくものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は互いに連携し、監査の質の向上と効率的な監査ができる体制を確保しております。内部監査室により内部監査の結果は適宜、監査等委員会に報告され、内部監査の指摘事項等については、監査等委員会からの改善指示等も考慮し、速やかに改善にあたることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年9月に取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬・評価制度の再構築に着手いたしました。今後は、報酬・評価制度の見直しに加え、指名及び報酬決定に対する諮問についても行っていく予定であります。当社の規程において、指名・報酬委員会は3名以上の委員で構成し、そのうち過半数を独立社外取締役とすることとしております。なお、現在の委員会の構成は、委員が5名、そのうち社外取締役が3名となっており、社外取締役を委員長として運営をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役は東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらすことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な人材を選任しております。なお、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は業績向上に対する役職員の意欲や士気を高めることを目的として第21期および第22期にストックオプションを発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。なお、有価証券報告書におきまして、役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

弊社では、以下のように「役員報酬決定方針」を策定しています。

(1)基本方針

当社は、企業理念「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」の実現に向けた企業活動を行います。

「一人ひかる」の「一人」とは、従業員であり、従業員一人ひとりが夢を持ち、明るく前向きにひかり輝く素晴らしい人生を歩めることを大切にします。「皆ひかる」の「皆」とは、同志、株主様、お客様、そしてパートナー企業様をさします。「何もかもひかる」の「何もかも」とは、社会全体をさし、持続可能な地球環境への配慮はもちろん、人類社会の進歩発展に貢献し、世界中の人々の生活を健康で豊かにすることを目指します。

したがって、当社は持続的な成長を重要視し、業務執行取締役の報酬は、一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、固定報酬体系とします。また、取締役会長、社外取締役および取締役監査等委員についても、その職務に鑑み固定報酬のみを支払うこととします。

(2)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員を含む独立社外取締役が、取締役の報酬等に関し、適切に関与・助言できる環境を整えます。

当社は、取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に資するため、2021年9月に取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬・評価制度の再構築に着手いたしました。今後は、報酬・評価制度の見直しに加え、指名及び報酬決定に対する諮問についても行っていく予定であります。

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役会に付議される事項は、事務局より社外取締役にに対し、会日に十分に先立って資料を提供するとともに、必要に応じて情報提供の機会を提供しております。また、当社の規程で定めた重要な議案については、社外取締役への事前の説明を経たうえで上程を行っております。なお、事務局は、社外取締役にに対して、その役割・職務遂行に必要なその他の情報の提供や社内の連絡・調整にあたる等の支援を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)業務執行

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名、監査等委員である取締役3名、合計9名で取締役会を構成しており、そのうち社外取締役を4名選任しております。社外取締役は東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び会社法上の独立性の要件に基づき選任しております。

(2)監査・監督

内部監査に関しては、内部監査室が担当し、監査を実施します。監査等委員会監査は、企業法務及びリスク管理の経験が豊富な常勤監査等委員並びに弁護士・公認会計士などの資格を有する2名の合計3名の社外取締役によって実施しております。監査等委員会は月1回開催されるほか、常勤監査等委員は社内の重要会議にも出席し、取締役の業務執行を監査・監督するとともにコーポレート・ガバナンスがより機能するように努めることとしております。会計監査に関しては、会計監査人としてPwC京都監査法人との間で監査契約を締結し、会社法・金融商品取引法監査が実施されます。

(3)指名

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の選定の際は、候補者の「光ファイロソフィ」「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の実践度、グループ経営への貢献度や経験を踏まえ、知見の網羅性や多様性に配慮の上、代表取締役が推薦し、監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で決議します。監査等委員である取締役候補の選定の際は、持続的な企業価値向上に向けて企業の健全性を確保するために、法律、財務会計、経営等の専門的知見を有する候補者を代表取締役が推薦し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決議します。なお、社外取締役は上記の選定時に、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び会社法上の独立性の要件に基づき、会社外部の立場から広くステークホルダー全般の意見をもたらすことができ、かつ当社グループの業務に有用な知見を有する多様な候補者を代表取締役が推薦することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、独立役員としての要件を満たしている社外取締役を4名選任し、業務執行取締役に対する監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが機能する体制を整備しております。この体制のもと当社取締役会は、受託者責任・説明責任を認識し、企業価値の持続的向上を導くために、その役割・責務を適切に果たすことができると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化に努め、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、株主総会日の設定に関しては集中日を避けるよう留意しております。

電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の要約した招集通知を作成し、自社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 URL: https://www.mtg.gr.jp	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を、本決算および第2四半期決算発表時の年2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アジアの海外機関投資家を中心に、個別訪問、Web会議等を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: https://www.mtg.gr.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室長がIR担当執行役員を担い、経営企画室内にIR広報部を専任部署として設置しております。	
その他	【個別面談対応】 個別の面談申込みにつきましては、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。 【決算説明会の動画配信】 当社にて開催した決算説明会の様子は、当社ホームページにて動画で配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念である「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」を実現するために、主体的に遵守する基本原則として、コンプライアンスマニュアルを策定し、社員はもとより、取引先、お客様、業界、世の中、株主の皆様のための環境づくりを行い、地球環境、地域社会への影響に常に配慮した企業活動を行うことを定めております。また、役員および全従業員への定期的なコンプライアンス研修を通じ、周知啓蒙に努めてまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施

2018年11月1日に設立したグループ会社「五島の椿株式会社」においては、長崎県五島列島に古来から自生する五島椿を活用した事業展開を行い、花や種といった、年に一度の収穫時期に限られたものだけでなく、葉、枝、果皮、そして五島市商工会が発見した「五島つばき酵母」、歴史、文化に至るまで、あらゆる側面から調査・研究を実施し、知られざる力を発見することで、新たな事業創発を目指しています。過疎化と高齢化が進む五島列島において、五島椿の価値を高め、広く知っていただくことにより、Uターン者の誘致と、雇用を増やし、列島全体の活性化を支援します

また、2020年8月に立ち上げた「温肌」をコンセプトに、肌・体・心の関係性を追求して生まれたビューティーブランド「ON&DO」では、容器の設計やリフィル対応によりプラスチックの使用量の削減に努めるとともに、原料となる五島椿の産地である長崎県五島列島の海を守る行動としてビーチクリーン活動を行っております。

HYGIENE領域においては、2020年5月に立ち上げた「With Mask」ブランドより、医療従事者をはじめ、必要とするところへ、必要なマスクをお届けする活動として積極的な寄付活動を行っております。2020年9月に立ち上げた「@LIFE」ブランドにおいては、水道水から除菌液を生成することのできる「e-3X」の寄付を行い、世の中の安心安全と、健やかな生活の営みに貢献する活動に積極的に取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、適時開示運用マニュアルにおいて、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示等に関する規則に従って、情報公開を行うこと、また、適時開示規則に該当しない情報であっても、株主や投資家にとって必要であると思われる情報については、積極的に公開することとしております。また、特定の機関または個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、フェアディスクロージャールールに従って公平かつタイムリーな情報開示に努めるとともに、重要な会社情報が生じた場合は、証券取引所に対し遅滞無く報告し、併せて一般への開示を適時に行うことを基本方針に定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

MTGグループは、「コンプライアンス規程」等に則り、法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範を遵守した事業活動をするために、コンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、ガイドライン等の作成、社内全体のコンプライアンス教育、関連部門及び社員への指導及び助言等の取組みを行います。

MTGグループは、内部通報制度の導入によって、違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。

MTGグループは、MTGに内部監査室を設置し、MTGの監査等委員会、会計監査人とも連携し、内部監査を独立の立場で実施し、検出した問題点や今後の課題などをMTGの代表取締役社長及び取締役会に報告する体制を整備しています。

MTGグループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

MTGグループは、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理しています。

取締役、MTGの監査等委員会及び内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

MTGグループは、「リスクマネジメント規程」等に則り、MTGグループのリスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置しています。

リスクマネジメント委員会は、MTGグループのリスクマネジメントの状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスクマネジメントの見直しを行っています。また、これらの活動は定期的にMTGの取締役会等に報告しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

MTGグループは、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催します。また、重要事項については、取締役会において事前審議事項として事前の方針の審議を行っています。また、規程で定められた重要議案については、議案に関連する本部長による事前審議及び社外取締役への事前の説明を経たうえで上程を行っています。

MTGグループは、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、部門長がその責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行っています。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

信頼性のある財務報告を重視し、「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価、改善を継続的に行っています。

(6) MTGグループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

MTGグループは、「関係会社管理規程」等に則り、関係会社における経営上の重要な決定事項はMTGの取締役会において報告及び決議しています。

MTGグループは、内部統制の構築を行い、内部統制に関する協議、情報の共有等が効率的に行われる体制を構築しています。

内部監査室は、内部監査を実施し、その結果をMTGの代表取締役社長及び監査等委員会に報告しています。

(7) MTGの監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

MTGグループは、当該使用人を、MTGの内部監査室に所属する使用人としています。MTGの監査等委員会は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしています。また、MTGの監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令は受けないものとしています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及びMTGの人事本部は、当該使用人がMTGの監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人がMTGの監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保しています。

当該使用人については、MTGの監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、MTGの監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、MTGの監査等委員会の同意を必要としています。

(8)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人がMTGの監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、取締役会その他重要な会議へのMTGの監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告しています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、公益通報者保護法()に基づき、MTGの監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止しています。

各国の法律に基づきます。

(9)その他MTGの監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

MTGの監査等委員会はMTGの代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催しています。また、各種会議へのMTGの監査等委員の出席を確保するなど、MTGの監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備しています。

MTGの監査等委員会の職務執行について生じる費用についてはMTGグループが負担します。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととしています。新規取引先の事前チェック、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

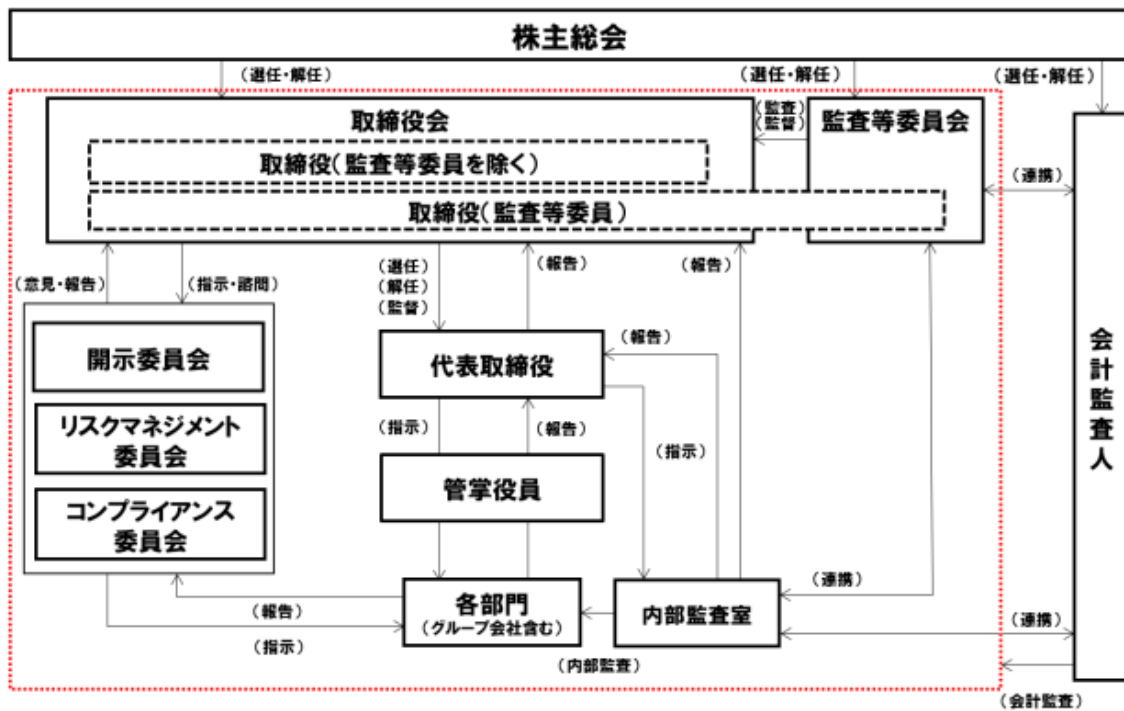
なし

該当項目に関する補足説明

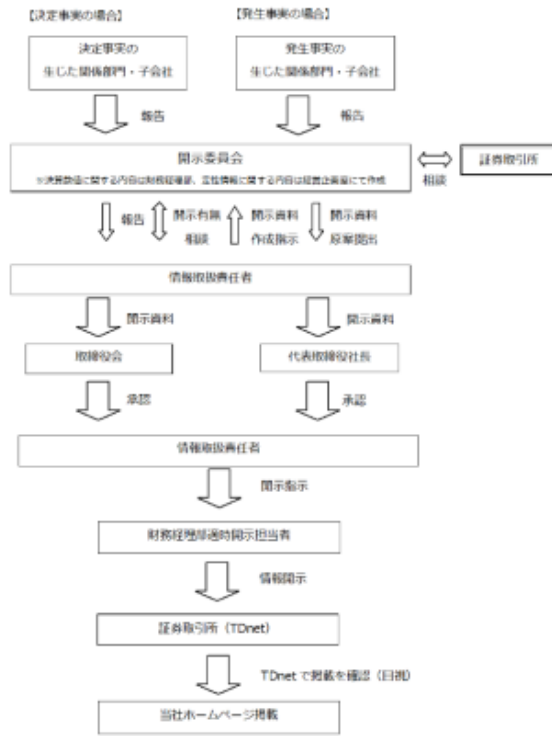
当社では、持続的な企業価値向上が株主に報いるための最重要課題と認識し、買収防衛策は設けておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



<決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>



<決算に関する情報の適時開示業務フロー>

